一般事業主行動計画(株式会社ひとつぼし)

一般事業主行動計画

株式会社ひとつぼしでは、従業員が仕事と子育てを両立しながら安心して働くことができる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 2 年間

2. 当社の課題

・男性従業員が育児休業を取得しやすい職場環境を整備し、育児休業制度の利用を促進する必要がある。

・育児休業等の取得に伴う業務への影響を抑えるため、業務分担や引継ぎ等を適切に行う体制を整える必要がある。

・従業員の労働時間を適切に把握し、業務の偏りや長時間労働につながる要因を確認しながら、働きやすい職場環境を整備する必要がある。

3. 目標と対策

◆ 目標 1（男性の育児休業）

計画期間内に、配偶者が出産した男性従業員の育児休業等（出生時育児休業を含む。）取得率を 50%以上とする。

〈対策〉

令和 8 年 10 月～

育児休業制度について、全従業員への周知を行い、制度を利用しやすい職場環境の整備を進める。

令和 8 年 10 月～

妊娠・出産等の申出をした従業員に対し、育児休業・出生時育児休業等の制度を個別に周知し、取得意向を確認する。

令和 8 年 10 月～

育児休業の取得を希望する従業員が安心して取得できるよう、業務の引継ぎ等について必要な対応を行う。

◆ 目標 2（労働時間）

計画期間内に、フルタイム労働者 1 人当たりの各月の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を 15 時間未満とする。

〈対策〉

令和 8 年 10 月～

従業員の労働時間を定期的に確認し、法定時間外労働及び法定休日労働の状況を把握す

る。
令和 8 年 10 月～
業務量や業務分担を確認し、特定の従業員に業務が集中している場合には、業務分担や進め方の見直しを行う。
令和 8 年 10 月～
労働時間の状況を定期的に確認し、必要に応じて業務の効率化や業務体制の見直しを行う。

◆ その他の取組（子育てのための休暇制度）

令和 8 年 10 月～
小学校第四学年以降の子を養育する従業員も利用できるよう、子の看護等休暇（中学校卒業までの子が対象）や学校行事参加休暇を運用し、全従業員へ周知する。
令和 8 年 10 月～
子の看護等休暇を、始業時刻や終業時刻に連続しない時間単位でも取得できる制度として運用し、全従業員へ周知する。

4. 計画の周知方法

本計画を従業員に周知するため、事業所内への掲示及び従業員へのメール等により周知する。

5. 計画の公表方法

本計画を自社ホームページに掲載し、一般に公表する。

令和 8 年 10 月 1 日
株式会社ひとつぼし
代表取締役　櫻井 学